

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	27 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	45 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	27 件

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月及び16年3月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月
② 平成16年3月から同年6月まで

私は、平成9年3月31日に会社を退職した後、市役所で国民年金の加入手続を行った。再就職後の10年12月に、市役所でそれまでの未納分の国民年金保険料を一括納付した。そのとき、市職員に「もう未納分は無いか。」と確認したら、「未納はもうありません。」と言われた。その後も加入期間はすべて納付したはずであり、申立期間①及び②が未加入、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っているほか、申立期間②を除き国民年金の加入期間はすべて納付していることから、申立人の国民年金への関心及び国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間①については、申立人は平成10年12月に市役所で過年度保険料を一括納付したと述べているところ、当時、市役所庁舎内の金融機関において過年度保険料の収納を行っていたことが確認でき、申立人は具体的に納付場所等について申述していることから、申立人は、申立期間①の保険料を含めた未納分を同年12月に過年度納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間②は、4か月と短期間である上、平成15年度の保険料を過年度納付した17年7月であれば納付可能な期間であることから、過年度で納付していたと考えても特段不合理ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月から57年3月まで

私は、A市に居住した昭和50年6月から、市の集金人に国民年金保険料を納付していた。その後、B区に転居したが、請求書が届けば納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、A市に転居した後は、市の集金人に納付し、B区に転居した後は、納付書により納付していたと述べているところ、申立期間の前後の納付記録は納付済みとなっている上、申立人は申立期間当時、自営業により恒常的に収益を得ており、生活状況の変化は無かったとも述べていることから、申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

また、申立期間後の納付状況をみると、住所変更の届出が遅滞なく行われていることが確認でき、国民年金の加入期間はすべて納付済みとなっている上、申立期間は20か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月及び同年8月

私は、妻が金融機関窓口で、昭和53年12月26日に申立期間の国民年金保険料を納付したときの領収証書を持っている。申立期間の保険料は還付済みとのことだが記憶に無く、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している領収証書により、申立人は、申立期間を含む昭和53年7月から54年3月までの国民年金保険料を、A町（現在は、B郡C町）が発行した納付書を使用し、D銀行E支店（当時）で53年12月26日に納付したことが確認できる。

また、国民年金保険料還付整理簿によると、昭和54年4月28日付けで申立期間の保険料を還付金として支払った旨の記載があるが、本来は、申立人が厚生年金保険を資格喪失した53年7月26日をもって国民年金の資格を再取得と処理すべきところ、同年9月1日に再取得として処理が行われたことにより無資格期間納付として還付が生じたものであり、不適正な事務処理に起因して当該期間が未加入とされた不利益を申立人が被るべきものではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から46年4月まで

私は、年金については国民年金と厚生年金保険のどちらかの制度に必ず加入するものと思っていたので、会社を退職した昭和45年12月ごろに国民年金の加入手続を行ったと思う。自分で金融機関等において1,000円から2,000円位を納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであると申述しているところ、国民年金の加入期間は、免除期間を除きすべて納付済みであることから、申立人は国民年金制度に対する理解と関心を持っていたことがうかがわれる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年1月に払い出されていることが確認でき、払出時点において、申立期間は過年度納付が可能な期間である上、国民年金手帳及びオンライン記録によると、申立期間に係る資格取得時の種別が63年6月に強制から任意加入へ訂正されており、加入手続を行った48年1月時点において、申立期間は過年度納付が可能な強制加入期間であったと考えられることから、申立人が申立期間の保険料を過年度納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

私の年金記録を確認したところ、昭和49年度に6か月と、申立期間の3か月の国民年金保険料が未納とされており、49年度の6か月については、所持する領収証書に基づき納付記録が訂正されたが、申立期間については不明のままである。申立期間当時、保険料納付のために市役所に出かけたとの記載が日記にある。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、昭和49年5月から61年3月までの期間は国民年金に任意で加入していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間に近接する期間の保険料の納付記録は、申立人が所持する領収証書等により、これまで未納期間とされていた記録が納付済みに訂正されていることから、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人が所持する日記には、申立期間後の昭和51年5月6日の日付で国民年金の用件で市役所に出向いた旨の記載があることから、その際、申立人が申立期間の保険料を納付したと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から3年2月まで

私は、昭和63年4月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間を含む同年4月から平成3年2月までの国民年金保険料を納付した。オンライン記録では、申立期間に係る保険料が還付されているが、還付を受けた記憶は無く、未加入とされていることは納付できないので納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間について、平成元年9月から3年3月までの国民年金保険料15万6,800円が、同年6月6日に公的年金加入を理由に還付決議され、同年8月9日に送金通知書が作成されていること、及び同年4月の保険料9,000円が同年6月18日に還付決議され、同年10月11日に送金通知書が作成されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は申立期間当時、独身で、学生でもなく、国外に居住した事実も無く、ほかの被用者年金制度の被保険者であった記録も確認できないことから、申立人は、申立期間当時、申立人の所持する年金手帳に記載されているとおり第1号被保険者であったと考えられ、被保険者資格を喪失させ未加入期間とし、保険料の還付手続が行われた合理的理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年3月まで

私は、申立期間当時、夫がサラリーマンを辞め、店を開業したので一緒にその店を経営していた。夫が昭和51年4月に国民年金保険料を納付し始めてからずっと一緒に納付しており、申立期間について夫が納付済みとなっているのに私の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金の加入期間において、国民年金保険料をすべて納付しており、その大部分の期間の保険料を前納するなど、納付意識の高さが認められる。

また、申立人は、自分が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立期間後は、夫とほぼ同様の納付状況となっていることから、申立人及びその夫は、基本的に一緒に保険料を納付していたことがうかがえる。

さらに、申立人の夫は、申立期間の保険料が納付済みであることから、申立人が夫の保険料を納付しながら、自らの保険料を納付しなかったとは考え難く、申立期間は24か月と比較的短期間であることを考え合わせると、申立期間の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

私は、申立期間である昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料を、同年4月7日に納付した領収証書を所持しているが、52年4月30日に資格喪失届が提出されているとして、30年以上も経過した平成21年8月になって、保険料が還付されると説明された。資格喪失を届け出た後に保険料を納付するはずがなく、申立期間の保険料を還付するのではなく、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間である昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料を、同年4月7日にA銀行B支店で納付した領収証書を所持している。

また、C市が保管する国民年金被保険者名簿の資格記録欄には、昭和52年4月30日に被保険者資格を喪失した記録はあるが、昭和52年度の納付記録の欄には、同年度分すべてが納付されたことが記録されている。

さらに、オンライン記録には、申立人が昭和52年4月30日に資格喪失したと記録されており、被保険者名簿と一致しているが、申立人が主張しているとおおり、被保険者資格喪失届を提出した後に保険料を納付するとは考え難いことから、当該被保険者資格喪失日は誤って記録されたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から61年3月まで
② 昭和62年1月から平成7年7月まで

私は、国民年金保険料を婦人会の集金によって納付したはずであり、婦人会が保険料を完納した際に市から報奨金が振り込まれた証拠の通帳があるにもかかわらず、昭和62年1月から平成7年7月までが未納とされていることは納得できない。また、昭和60年4月から61年3月までは、確定申告書に記載があるとおり、私と元妻の二人分の保険料を納めていたにもかかわらず、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、税務署の收受印が押された昭和60年分の所得税の確定申告書の控えを所持しており、社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料の金額は、昭和60年1月から同年12月までの二人分の保険料の合計金額と一致していることから、申立期間①の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、申立人は、婦人会が集金すべき国民年金保険料を完納した際に、市から報奨金が振り込まれた証拠の婦人会名義の通帳があると主張するところ、A市は、報奨金制度は国民健康保険料のみであり、国民年金保険料の報奨金制度は無かったと回答していることから、申立人の主張は申立期間②の保険料を納付していたことを示す根拠とはならない。

また、申立人は、申立期間②の保険料を婦人会の集金によって納付してきたと主張するところ、A市B区保管の電算記録から、申立人とその元妻

に対して、平成元年から10年まで、複数回にわたって保険料の納付勧奨を行っていることが確認できる上、勧奨記録欄には、3年1月31日に申立人の元妻が電話勧奨を受け、「後日納付 2月20日以後来庁する」と記載があることから、申立人の主張に不自然さが認められる。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から61年3月まで
② 昭和62年1月から平成8年2月まで

私は、国民年金保険料を婦人会の集金によって納付したはずであり、婦人会が保険料を完納した際に市から報奨金が振り込まれた証拠の通帳があるにもかかわらず、昭和62年1月から平成8年2月までが未納とされていることは納得できない。また、昭和60年4月から61年3月までは、確定申告書に記載があるとおり、私と元夫の二人分の保険料を納めていたにもかかわらず、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元夫は、税務署の收受印が押された昭和60年分の所得税の確定申告書の控えを所持しており、社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料の金額は、昭和60年1月から同年12月までの二人分の保険料の合計金額と一致していることから、申立期間①の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、申立人は、婦人会が集金すべき国民年金保険料を完納した際に、市から報奨金が振り込まれた証拠の婦人会名義の通帳があると主張するところ、A市は、報奨金制度は国民健康保険料のみであり、国民年金保険料の報奨金制度は無かったと回答していることから、申立人の主張は申立期間②の保険料を納付していたことを示す根拠とはならない。

また、申立人は、申立期間②の保険料を婦人会の集金によって納付してきたと主張するところ、A市B区保管の電算記録から、申立人とその元夫

に対して、平成元年から10年まで、複数回にわたって保険料の納付勧奨を行っていることが確認できる上、勧奨記録欄には、3年1月31日に申立人が電話勧奨を受け、「後日納付 2月20日以後来庁する」と記載があることから、申立人の主張に不自然さが認められる。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から平成元年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から平成元年2月まで
② 平成17年11月

私はA市の職員から、昭和55年度及び56年度分の国民年金保険料が納付されていないが、国民年金法で過去2年間の未納分は納付できると説明を受けて、57年に納付した。同年4月から平成元年2月までは、市役所の職員が毎月集金に来ており、妻の保険料と一緒に二人分を納付し、同年3月からは集金業務はなくなるとのことで、B銀行C支店から口座引き落としで納付した。

また、平成17年11月分の保険料は、口座引き落としで妻の保険料と一緒に納付しているのに、私の分だけが未納となっている。いずれの期間も妻と一緒に保険料を納付しており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和55年及び57年から61年までの確定申告書の控えを所持しており、社会保険料控除額（申告分）は、国民年金保険料額を十分満たしており、国民健康保険料と合わせて納付していたと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間①のうち、昭和55年度及び56年度分の保険料を昭和57年に納付したと主張しているところ、同年4月から同年7月までの間であれば、申立期間①のうち、昭和55年度及び56年度を過年度で納付することは可能である。

2 一方、申立期間②については、申立人は、申立期間②の保険料は口座振替で納付したと主張しているところ、申立人の口座振替情報記録では、高齢任意加入期間の口座引落とし開始年月が平成17年12月となっていることが確認でき、申立人が所持する預金通帳の保険料振替記録と納付記録を突合した結果、申立期間②の保険料を納付した事実は見当たらない。

また、申立期間②は平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、保険料収納事務の電算化が図られた後である上、14年4月以降は保険料収納業務が国に一元化されており、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、記録の過誤は考え難い。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から平成元年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年2月まで

私は、夫が会社を開業した昭和43年に国民年金に加入した。当時住んでいた地域は、銀行や郵便局も遠く、住居兼仕事場に国民年金保険料を集金に来てくれていて、夫と私の二人分の保険料を納付していた。その納付方法は45年3月に会社が厚生年金保険に加入するまで変わっておらず、昭和43年度は納付済みなのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月に国民年金に加入後、夫の厚生年金保険被保険者資格の遡及喪失に伴う申立人の第3号被保険者期間の第1号被保険者未納期間への訂正期間を除き、申立期間後の国民年金から厚生年金保険への加入制度切替に伴う1か月の未納以外は、加入期間の国民年金保険料はすべて納付されており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間はA市の各地域に国民年金委員制度があり、集金による保険料徴収が行われており、申立人の申立内容に不自然さは無い。

さらに、申立期間が11か月と比較的短期間であることを踏まえると、申立期間の保険料は、納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から同年9月まで
② 昭和39年12月から41年11月まで
③ 昭和47年4月から同年6月まで
④ 昭和47年7月から48年5月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を妻が納付していたはずであり未加入とされていることは納得できない。

また、昭和47年4月から同年6月までの保険料は、47年7月24日にA市役所で納付した領収証書を所持しているところ、B社会保険事務所（当時）から還付請求書が送付されてきて、当時の保険料を還付することであるが、37年前に納付した保険料を今さら返すと言われても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、申立人は、申立期間③の国民年金保険料を昭和47年7月24日にA市役所で納付した領収証書を所持しており、被保険者台帳でも納付済みとなっていることが確認できる。

また、当該期間については、国民年金の強制被保険者であり、オンライン記録を前提としても、事実と異なる資格喪失手続により、還付手続が行われるなど、行政側の事務処理に不手際が認められる。

2 一方、申立期間①、②及び④については、申立人は国民年金に加入しておらず、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、当該期間について、オンラインシステムによる氏名検索及び国

民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、現在所持する手帳記号番号のほかに申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の妻は、申立人と同様に申立期間①、②及び④は未加入期間である。

加えて、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月から57年3月まで

私は、当時勤務していた会社が昭和56年6月に倒産したため、失業保険の申請及び国民年金の加入手続をA市Bセンターの窓口で行い、年金手帳に加入記録を記入してもらった記憶がある。

以後、申立期間中も毎月国民年金保険料を納付した記憶があり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後に未納は無く、昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料は前納制度を利用して納付するなど、納付意識の高さが認められる。

また、申立人は、昭和57年9月に夫婦連番で国民年金に加入しており、その時点で申立期間の保険料は過年度納付が可能であり、申立期間は10か月と短期間であることを踏まえると納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から59年3月まで

私は、30年ほど前、会社を退職して公共職業安定所に通っていたが、退職してから1年ぐらい経ってから国民年金に加入した。その際、国民年金保険料の納付が退職時からだったので、金銭的に苦勞したことを覚えている。今になって保険料を納付していないと言われることは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年7月末に払い出されており、その時点で会社を退職した直後の58年3月1日にさかのぼって国民年金に強制加入していることから、申立期間は、国民年金保険料の過年度納付が可能な期間である。

また、申立人は、会社を退職して公共職業安定所に通っていたとしている申立期間以外に保険料の未納は無いことから、納付意識の高さがうかがわれる。

さらに、申立期間は13か月と比較的短期間であり、申立人の妻は、申立期間中の二人の生活は自分の給料で支えていたとし、申立人自身も従兄弟の仕事を手伝っていたとしており、申立期間の保険料を納付できなかったとする特別な事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は平成17年6月1日、資格喪失日は18年2月20日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月については11万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年6月1日から18年2月20日

私は、平成17年6月1日にA社に入社し、18年2月19日に退社するまで勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたのに厚生年金保険の記録が全く無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書の写し、雇用保険の記録及び元同僚の証言により、申立人は、平成17年6月1日から18年2月19日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録において、当初、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は平成17年6月1日と記録されていたところ、社会保険事務所（当時）は、当該事業所について事業実態が確認できないことを理由に18年3月2日付けで遡^{そきゆう}及して新規適用の取消処理を行っており、当該処理に伴って、申立人を含む131人の被保険者が遡及して被保険者資格の取消処理が行われていることが確認できる上、保険料還付請求書により、既に納付されていた保険料を、当該事業所に還付していることが確認できる。

しかし、委託先の社会保険労務士が保管している雇用契約書により、申立人と当該事業所が雇用契約を締結していることが確認でき、給与明細書

により、申立期間の給与の支給及び厚生年金保険料等の控除が確認できる上、申立人及び元同僚の供述からも、当該事業所に事業実態が無かったとは考え難い。

また、A社に係る滞納処分票において、同社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、社会保険事務所は、当該事業所の預金口座の一つについて取引履歴を調査しているが、同履歴の内容のみをもって事業実態を判断することはできないこと等から、当該事業所の事業実態について十分な調査を行った上で前述の取消処理を行ったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、当該事業所は、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていると判断されるところ、社会保険事務所が、事業実態がなかったとして遡及して適用事業所の取消処理を行う合理的な理由は無く、申立人の被保険者資格に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立事業所における資格取得日は、事業主が、社会保険事務所に届け出た日である平成 17 年 6 月 1 日、資格喪失日は、公共職業安定所に届け出た離職日の翌日である 18 年 2 月 20 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、取消処理前の申立人のA社に係るオンライン記録から、11 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和37年4月1日に、同社D営業所における資格取得日に係る記録を42年12月1日に、それぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を37年4月は1万6,000円、42年12月は4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和42年12月1日から43年1月26日まで

私は、昭和37年4月1日にE区にあったA社に正社員として入社し、平成8年9月30日に退職するまで継続して勤務した。入社してからの1か月間及び昭和42年12月1日に同社D営業所にF（職種）として転勤した1か月間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。厚生年金保険料を給与から控除されていたのは間違いないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された履歴書及び同社の回答から判断すると、申立人は、昭和37年4月1日にA社C営業所に入社後、同社に継続して勤務し（42年12月1日に同社C営業所から同社D営業所に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和37年5月の申立人のA社C営業所に係る社会保険事務所（当時）の記録から1万6,000円、申立期間②の標準報酬月額については、43年1月の申立人の同社D営業

所に係る社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は事務手続及び届出を誤ったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る昭和37年4月及び42年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年11月1日に、それぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年4月から同年6月までは2万8,000円、同年7月は3万3,000円、同年8月は4万5,000円、同年9月及び同年10月は3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から同年11月1日まで

私は、昭和46年4月から約2年間、B市C所在のA社に勤務したが、入社日から同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年10月末日まで、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

給料支払明細書を提出するので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社における昭和46年4月から同年10月の給料支払明細書により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録により、A社は、昭和45年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、申立期間中の46年10月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、事業主は、「適用事業所でなくなった日に被保険者資格を喪失した5人の従業員は、その後も数か月は勤務していた。」と供述していることから、申立期間において当該事業所は適用事

業所の要件を満たしていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書により、昭和 46 年 4 月から同年 6 月までは 2 万 8,000 円、同年 7 月は 3 万 3,000 円、同年 8 月は 4 万 5,000 円、同年 9 月及び同年 10 月は 3 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る申立人の資格取得の届出及び保険料の納付を行っていないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 2177

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和32年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和26年にA社に入社し、平成15年に退社するまで継続して勤務したが、同社C営業所に在籍していたときの厚生年金保険の記録が1か月間欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員名簿及び在籍証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該社員名簿により、申立人は、昭和30年10月1日に同社本社から同社C営業所に転勤になっていることが確認できるが、申立人は「実際には昭和29年10月のC営業所開設時に転勤している。」と主張しているところ、同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が29年10月11日に被保険者資格を取得し、32年4月1日に喪失している記録が確認できる。

さらに、同社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、同社C営業所は、申立期間直後の昭和32年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、同日に申立人は被保険者資格を取得していることが確認できる。

したがって、A社C営業所は昭和32年5月1日までは営業していなか

ったと考えられることから、申立人の厚生年金保険については、同社C営業所が適用事業所になるまでの間、同社B支店において引き続き適用すべきであったと考えられる。

これらのことから判断すると、申立人のA社B支店における資格喪失日については、昭和32年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年3月の申立人のA社B支店に係る社会保険事務所（当時）の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成元年3月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、34万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和58年8月19日にA社に入社し、平成元年3月に会社がB国に移転したため、私を含めて社員全員が、同年2月28日付けで退職したが、厚生年金保険の資格喪失日が同日になっているので、同年3月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の同僚二人は、「申立人と一緒に、平成元年2月28日まで勤務していた。」と証言している。

また、A社は、平成元年2月28日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、オンライン記録によると、その2か月後の同年4月28日付けの処理で、申立人の資格喪失日が同年3月1日から同年2月28日に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所（当時）において、このような処理を行う合理的理由は見当たらない。

さらに、当該事業所においては、申立人以外にも上記の元同僚二人が平成元年4月28日付けで、資格喪失日が同年3月1日から同年2月28日に遡及して訂正されていることが確認できる。

加えて、A社の登記簿謄本により、申立人は役員ではないことが確認でき、元同僚は、「申立人は、社会保険業務に携わっていない。」と証言していることから、申立人は、当該資格喪失日の遡及訂正に関与していない

と認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が、申立人について、平成元年2月28日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該事業所における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、同年3月1日であると認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、34万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和29年4月1日から37年3月31日まで、A社に継続して勤務していたのに、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社人事担当部門から提出された、申立人のA社の社員台帳の写し及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に昭和29年4月1日から37年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年2月の申立人のA社C支店に係るオンライン記録から2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和37年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 2180

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和39年10月にB（職種）としてA社に入社し、46年11月1日に社命によりC（勤務形態）となり、47年4月1日に再びD（勤務形態）を命じられた。申立期間も継続して勤務しており、厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録などから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C（勤務形態）から同社D（勤務形態）へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の供述及び申立人のA社に係るオンライン記録により、申立期間を除き被保険者資格の得喪年月日は月初めであることから、昭和47年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年2月の申立人のA社に係る社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務

所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納付の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月15日から同年5月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月15日、資格喪失日に係る記録を同年5月1日とし、当該期間の標準報酬月額を、同年1月から同年3月までは4万8,000円、同年4月は4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和43年1月から同年4月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人のA社における昭和43年6月1日から44年4月30日までの期間に係る資格喪失日は、同年9月29日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和44年4月から同年8月までの標準報酬月額については6万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、昭和44年9月29日から同年12月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年9月29日、資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、当該期間の標準報酬月額を、同年9月及び同年10月は6万円、同年11月は5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和44年9月から同年11月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月15日から同年5月1日まで
② 昭和44年4月30日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社とB社に勤務していた期間の一部が未加入期間となっていることが判明した。給与明細書で

保険料控除が確認できるので、厚生年金保険の加入期間と認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人から提出された給与明細書及び当時の事業主の回答により、申立人は、A社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社に係る給与明細書の厚生年金保険料控除額から、昭和43年1月から同年3月までは4万8,000円、同年4月は4万5,000円とすることが妥当である。

なお、オンライン記録によれば、A社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないが、申立人及び申立人の元同僚は、「A社が設立され、B社に移行した後も社員数は20から30名くらいだったと思う。」とそれぞれ証言していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されるが、事業主は当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、A社は、オンライン記録及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和44年9月18日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるところ、当時の事業主が保管していた申立人に係る同年8月の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書及び同年10月の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると当該届書は社会保険事務所に提出されたものの、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった11日後の同年9月29日に取り消されている上、同年4月30日に遡及^{そきゆう}して資格喪失処理が行われていることが確認できる。

また、前記被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日以降に資格喪失している者の処理日が、申立人の資格喪失の処理日以前である者が多数存在する上、申立人の欄に健康保険証が返還された記載は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和44年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった届出を社会保険事務所に提出した同年9月29日であると認められる。

また、申立期間②のうち、昭和44年4月から同年8月までの標準報

酬月額については、同年3月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

- 3 さらに、申立期間②のうち、昭和44年9月29日から同年12月1日までのについては、申立人から提出された給与明細書及び当時の事業主の回答により、申立人は、B社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、昭和44年9月及び10月は6万円、同年11月は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、オンライン記録によれば、B社は、当該期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないが、申立人及び元同僚の証言から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されるが、事業主は当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格取得日に係る記録を昭和40年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から同年6月1日まで

私は、昭和40年4月にC事業所にD（職種）として入社し、同年4月から厚生年金保険に加入し、その後同年6月からE共済組合に加入していたが、同年4月1日から同年6月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者期間とは認められないと社会保険事務所（当時）から回答を受けた。納得できないので再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

F（法人）から提出された申立人の履歴書に「昭和40年4月1日 試用員を命ずる C事業所D（職種）を命ずる」及び「昭和40年6月1日 職員を命ずる C事業所勤務を命ずる G（職種）を命ずる」と記載されている上、年金事務所が発行した申立人の「被保険者記録照会回答票」で40年6月1日からE共済組合に加入していることが確認できることから、申立人が申立期間にC事業所に勤務していたことが確認できる。

また、F（法人）は、「当時の「規程」から、申立人が試用員として申立期間について厚生年金保険に加入していたものと判断することが相当である。」と回答していることから、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主（A事業所）により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、F（法人）から提出され

た申立人の履歴書に記載されている俸給の日給から判断すると、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和40年4月及び同年5月の厚生年金保険料を納付したと主張するが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月及び同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月13日

A社における申立期間に係る標準賞与額の記録が抜けている。賞与として支払われた額を調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年7月13日の賞与支払明細から、申立人は、申立期間に係る20万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成12年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月16日から同年11月1日まで

私が、A事業所における厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、平成12年10月31日まで勤務していたにもかかわらず、同年10月16日に資格喪失と記録され、厚生年金保険の未加入期間が発生していることが分かった。当時の給与支給明細書も提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支給明細書及びA事業所から提出された人事記録により、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書の厚生年金保険料控除額及び申立人のA事業所に係る平成12年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付していないとしている上、厚生年金保険の記録における資格喪失日が厚生年金基金の記録における資格喪失日と同日であり、かつ、雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、厚生年金基金、公共職業安定所及び社会保険事務所が誤って同じ資格喪失日

を記録するとは考え難いことから、事業主が平成 12 年 10 月 16 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月23日から同年6月22日

私は、A社に昭和27年10月に入社し、平成6年1月の定年まで一度も辞めることなく継続して勤務した。年金記録では、同社本社からC支店に異動した昭和36年5月23日から同年6月22日までの加入月数が1か月空白とされていることは納得できない。調査してこの期間の記録を回復してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された回答書、申立人に係る在籍証明書、従業員台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人に係る従業員台帳から昭和36年3月30日にA社C支店のD（職種）の辞令を受けていることが確認でき、また申立人は同支店の開設準備に従事していたと供述していること、及び同社C支店に異動した全員が、同支店が適用事業所になった同年6月22日に資格取得しており、これらの勤務実態から判断すると、それまでの厚生年金保険の適用については同社本社において引き続き適用すべきであったともものと考えられ、資格喪失日は同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和

36年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資格喪失届の記載に過誤があったとしていることから、事業主が昭和36年5月23日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月分の保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から49年3月まで

私は、昭和45年1月ごろ、市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は私が夫の分と共に市役所から送付されてきた納付書で、金融機関において納付していた。申立期間のうち、夫には保険料が納付済みとなっている期間があるのに私の保険料は未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年1月ごろ、市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿から、夫婦の国民年金手帳記号番号は50年12月27日に払い出されていることが確認でき、同時期に加入手続きを行ったことが推認できることから、45年に加入手続きを行ったとする主張と符合しない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿による縦覧調査の結果、申立期間において申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金保険料は市役所から送られてきた納付書で、定期的に申立人が夫の分と共に納付していたと述べているところ、特殊台帳によると、申立人の夫は昭和50年12月に、45年12月から48年3月までの保険料を第2回特例納付により納付していることが確認でき、申立期間の保険料は夫の分と共に納付していたとする主張と齟齬がみられる上、申立人の手帳記号番号の払出日から、申立期間の保険料は特例納付、あるいは過年度納付によらなければ納付できないが、申立人は、そのような納付をした記憶は無いと主張しており、納付状況が不明である。

加えて、申立人の夫の特殊台帳から、その夫は、昭和 49 年度の保険料を 51 年 6 月に過年度納付していることが確認でき、その時点において夫婦共に 49 年 3 月以前の保険料は時効により納付できなかったことが推認されることから、申立人は、昭和 49 年度以降の保険料については夫と共に納付していたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から3年8月までの期間、7年5月から同年7月までの期間及び8年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年1月から3年8月まで
② 平成7年5月から同年7月まで
③ 平成8年1月

私は、会社を退職した後、国民年金保険料の納付書が送られてきたので、月々か、まとめてか忘れたが、郵便局で納付していた。申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付については、会社を退職した後に送られてきた納付書で納付していたと主張するところ、申立人が申立期間の保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号の交付を受ける必要があるが、オンラインシステムによる氏名検索及び市へ照会した結果、申立期間において申立人に対し手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間①、②及び③は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人に対する文書照会の結果、申立人は、これまでに年金手帳を交付された記憶は無く、国民年金の加入手続及び納付金額等の記憶も不明であると回答している上、申立人は保険料を郵便局で納付したと申述しているが、A市は、申立期間①、②及び③において、郵便局では保険料を納付することはできなかつたと回答している。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2626 (事案 56 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 51 年 6 月まで

私は、昭和 42 年 3 月に市役所の支所で、婚姻届と同時に国民年金の加入手続を行った。職員に「42 年からの加入では 40 年の加入年数に 6 年不足するが、今ならさかのぼって納付ができる。」と教えられた。私は、その制度を利用し、分割で過去 6 年分を納付し、同年 4 月から国民年金保険料を納付することで 60 歳までに加入年数を 40 年にすることにしたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において国民年金保険料を特例納付した時期及び納付金額等の記憶が明確ではなく、申立内容にも矛盾がみられることから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 2 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、昭和 42 年 3 月に婚姻届と同時に国民年金の加入手続を行ったと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、市が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から、53 年 10 月に払い出されていることが確認でき、申立期間の保険料を現年度納付することはできない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間において申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、特殊台帳によると、申立人は、手帳記号番号が払い出された昭和 53 年 10 月時点において実施されていた第 3 回特例納付期間において 36 年 4 月から 39 年 3 月までの保険料を納付し、51 年 7 月から 53 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できるが、申立人が過去にさか

のぼって保険料の納付をしたと主張する 42 年においては、特例納付は実施されていないことから、申立期間については第 3 回特例納付期間において特例納付を行わなければ保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付金額及び納付方法等の記憶も明確でない。

このほか、昭和 39 年 4 月から 51 年 6 月までの保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料等は提出されておらず、当該主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から平成元年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月から平成元年11月まで
私が学生であった20歳のときに、母が市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生であった20歳のときに、その母が国民年金の加入手続きを行ったと申述しているところ、国民年金保険料の納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の第3号被保険者の該当処理年月日から平成3年10月以降に払い出されていることが確認でき、同時期に加入手続きを行ったことが推認されることから、申立人が20歳に到達した昭和62年に加入手続きを行ったとする申立内容と符合しない。

また、申立人は、申立期間の保険料についてはその母が納付していたと申述しているが、申立人の母は、申立期間当時の納付状況について記憶が定かでなく、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な申述を得ることができない上、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び申立期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2628

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から6年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から6年3月まで

私は、会社を退職した平成5年2月ごろ、町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納めた後、会社に勤め厚生年金保険に加入したが、重複して納付した国民年金保険料を還付された覚えは無いので還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険加入期間に重複して納付した国民年金保険料の還付を受けた覚えは無いと主張しているが、申立人のオンライン記録には、還付対象期間、還付金額、還付決議日、送金先金融機関名及び送金通知書の作成日が明確に記録されている上、町役場に保存されている申立人の被保険者名簿にも申立期間の還付の記録が記載されている。

また、申立人のオンライン記録及び被保険者名簿に記録されている還付対象期間である、平成5年9月から6年3月までは申立期間と一致する上、還付金額7万3,500円は申立期間当時の国民年金法定保険料額であることから、記録管理において特段不自然なところは見当たらず、申立人の申立期間の保険料の還付を受けた覚えは無いとの主張は認め難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から51年3月まで

私は、昭和51年4月ごろA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたが、54年3月30日に市役所から特例納付案内書が送られてきたので、妻が市役所で夫婦二人分の合計100万4,000円を現金で納付したのに申立期間の保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所B部C課から送られた昭和54年3月30日付国民年金特例納付案内書のハガキを所持しており、記載された特例納付保険料を同年4月又は5月に納付したと主張しているところ、申立期間は141か月と長期間であり、一緒に納付したとする申立人の妻も未納と記録されている上、特例納付をしたとする申立人の妻は具体的な納付方法等についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、特例納付による必要な保険料を申立人の母から借用したとしているが、両親とも既に亡くなっている上、申立人は、兄弟の中で申立人が特例納付したことを知っている者はいないと述べており、当該借用の事情については確認できない。

さらに、夫婦の国民年金被保険者台帳には、特例納付の記録は無く、年度別納付状況リスト及び第3回特例納付附則4条納付者リストからも申立人の主張内容を肯定できる事情は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに特例納付により申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月から 41 年 3 月まで

私の昭和 36 年 5 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料は、婚姻前に父が家族の分と共に納付したはずであり、未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者資格記録及び申立人の特殊台帳に手帳交付年月日が昭和 41 年 10 月 31 日と記載されていることから、申立人の国民年金の加入手続はA市において同年 10 月に行われたと推認でき、この時点を基準にすると、申立期間のうち 39 年 6 月以前の期間は時効のため国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、昭和 36 年 5 月ごろ申立人に別の手帳記号番号がA市において払い出されているが、オンライン記録によれば、申立人の被保険者資格の取得のみ記録されており、申立期間の保険料の納付記録等は確認できない。

さらに、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に亡くなっている上、申立人の兄も申立期間の納付に関与しておらず、申立人の申立期間の納付状況等は不明である。

加えて、申立期間は 59 か月と長期間であり、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から52年3月まで

私は、就職するときに父から「国民年金保険料は高かったがやっと終わった。」と聞いていたので、父又は母が申立期間の保険料を納付しているはずであり、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の両親は既に亡くなっているため、納付状況等が不明である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間に申立人及び両親の住民登録があったA県、B県、C県のすべての市区町村において申立人に申立期間の保険料納付の前提となる手帳記号番号が払い出されたことは確認できないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立期間は51か月と長期間であり、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月から同年10月まで

私は、会社を退職した平成4年8月ごろ、国民年金及び国民健康保険の加入手続をA市B支所で行った。同年11月からまた同じ会社で働くことになったが、納付書が届いたのが納付期限の同年12月だったので、B支所へ行き国民年金保険料を納付した。国民年金保険料と国民健康保険料の納付書は同時期に届き、金額は合計8万から9万円だったと記憶している。申立期間の保険料は納付したはずであり、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、国民年金の被保険者資格の取得日は平成9年9月25日と記載されており、オンライン記録と一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料の納付はできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立人は国民年金及び国民健康保険の加入手続をA市B支所で行い、納付書で納付したとしているところ、A市役所は平成4年当時、B支所では国民健康保険については加入手続と保険料収納事務は扱っていたが、国民年金については加入手続のみで保険料収納事務は行っていなかったと回答している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から平成3年3月までの期間、5年6月から同年10月までの期間、8年4月から同年5月までの期間及び9年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年12月から平成3年3月まで
② 平成5年6月から同年10月まで
③ 平成8年4月から同年5月まで
④ 平成9年6月

私は、昭和61年1月ごろ両親に勧められ、A市役所で国民年金の加入手続を行ったが、体が弱く働いていなかったため、父が国民年金保険料を毎月納付してくれていた。申立期間が未加入及び未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の第3号被保険者の該当処理日により、申立人の国民年金の加入手続は平成3年5月ごろに行われ、この時点で、申立人は国民年金の被保険者資格を同年4月1日付けで取得したものと推認されることから、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の父は既に亡くなっているため、申立人の申立期間の納付状況等が不明である。

申立期間②、③及び④について、申立人は具体的な保険料の納付時期、納付方法、納付金額等について、記憶が不鮮明である上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2634

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から61年3月まで

私は、20歳から国民年金に加入し、国民年金保険料は現金で、夫が金融機関又は町役場ですべて納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A町が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人は昭和58年10月12日に被保険者資格(任意)を喪失し、61年4月1日に第3号被保険者として再取得していることが確認でき、オンライン記録と一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の夫は、納付金額及び納付場所についての記憶が明確ではなく、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月

私は、会社を辞めたときには必ず国民年金保険料を納めてきた。納付が困難なときは免除申請も行っているので、平成3年4月が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には、平成2年3月1日資格喪失（A市押印）、再取得は5年9月21日（B市押印）と記載されており、オンライン記録と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立人は平成3年3月に会社を退職した後に、B市役所に国民年金の加入手続に行った記憶はないと述べている上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から50年3月まで

私が20歳になったとき、学生だった私のために、母が国民年金の加入手続を行ってくれた。加入をしたのに国民年金保険料を納付しなかったとは考え難く、昭和45年5月から50年3月までの期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和45年*月に、その母が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、50年6月6日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出されており、前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、同年7月に行われ、20歳の誕生日の前日である45年*月*日にさかのぼって被保険者資格を取得したことが推認されることから、この時点を基準にすると、申立期間のうち、同年5月から48年3月までの期間は、時効により保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が申立人に払い出されたことは確認できない。

さらに、申立期間は59か月と長期間であり、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする申立人の母は記憶が明確でないため、具体的な納付状況等が不明である上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺

事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から62年3月まで

私は、17歳のときに発病したため、将来を心配した母が20歳のときに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、その母が昭和59年*月に加入手続を行い、保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、63年3月9日にA社会保険事務所（当時）からB市へ払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の国民年金の加入手続は同年3月以降にB市で行われたと推認でき、この時点を基準にすると、申立期間のうち60年12月以前の期間は時効により保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母の記憶が不鮮明のため、具体的な納付状況等は不明である上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から54年3月まで

私は、昭和54年ごろ国民年金に加入するためA市役所へ行き、窓口で「今9年間一括して支払えば、20歳から加入していたことになる。」と言われたので、国民年金保険料額を聞いて後日30万円から40万円ぐらいを一括して納付した。納付と同時に年金手帳をもらっているので領収証書はもらわなかった。年金手帳にあるA市の押印が納付した証拠である。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、第3回特例納付実施期間中の昭和54年に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料として30万円から40万円ぐらいを一括して、納付書によらず現金で納付し、A市の押印のある年金手帳を受け取ったので領収証書は受け取らなかったと主張している。

しかしながら、申立人が保険料を納付した証拠であると主張する年金手帳の国民年金の記号番号欄及び国民年金の記録欄にあるA市の押印は、申立期間において国民年金の強制加入被保険者であったことを示すものであり、保険料を納付したことを証明するものではない。

また、申立人が国民年金に加入した当時、同居していた申立人の母及びその弟は、申立人が保険料を特例納付したという話を聞いたことはないと言っており、ほかに申立人が申立期間の保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、申立期間の保険料を特例納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の母は、昭和55年6月に65か月分の保険料を特例納付していることが確認できるものの、申立人の母は同時点で、60歳まで保険

料を納付しても年金の受給資格期間を満たさないことから、特例納付を行う必要があったが、申立人は、保険料の納付を開始した 54 年 4 月から 60 歳までの保険料を納付すれば年金の受給資格を満たすことができることから、特例納付を行う必要性があったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2639

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から同年11月まで

私が、A市内の事業所に就職した平成2年7月ごろに、事業主が国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料は給与から控除され、勤務先が納付してくれていたはずなのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料は、勤務していた事業所の事業主が国民年金の加入手続を行い、給与からの控除により納付していたと主張するところ、当該事業所は、申立人が3か月程勤務していたことは確認できたが、社会保険関係については、雇用保険のみ管理しており、国民年金については過去も現在も一切関与していないと回答している。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立人に手帳記号番号が払い出された事情はうかがえないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から10年3月までの期間及び12年3月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年9月から10年3月まで
② 平成12年3月から同年7月まで

私は、20歳になったとき親に勧められ、A区役所B出張所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、銀行、郵便局、コンビニエンスストア等で納付した。私の年金記録が未加入とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、A区における平成5年8月から10年2月までに申立人の氏名は無く、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された事情はうかがえないことから、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間②については、平成12年5月22日と13年8月23日に未加入期間の国民年金適用勧奨が行われているが納付の事実は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料をコンビニエンスストアでも納付したと主張しているが、A区において、コンビニエンスストアで保険料を納付できるようになったのは、平成16年2月からである。

加えて、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、申立期間①及び②の記録が記載されているが、平成14年9月の未加入期間の国民年金適用勧奨が行われた際、申立人が国民年金の加入手続を行い、

20歳にさかのぼって資格記録が記載されたもので、時効により納付できな
いためオンライン記録には反映されず、年金手帳とオンライン記録に齟齬
が発生したものであると推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に
判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認
めることはできない。

千葉国民年金 事案 2641（事案 685 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年10月までの期間及び61年1月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から同年10月まで
② 昭和61年1月から平成元年3月まで

当初の年金記録確認千葉地方第三者委員会での判断後、新たな資料は見つからないが、私は、昭和57年1月末に会社を退職後、妻がA市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、同市役所内の銀行で国民健康保険と一緒に国民年金保険料を納付していたのに、未納とされていることは納得できないので、再審議願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入したのは、国民年金手帳記号番号払出簿から平成元年11月以降であると推認でき、申立期間①及び②のうち、昭和62年9月以前の期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、昭和57年に申立人の妻がA市役所で国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、同市役所内の銀行で国民健康保険料と国民年金保険料を一緒に納付したと主張しているところ、国民年金の前後の任意加入者の加入日より、申立人が初めて国民年金の加入手続を行ったのは平成元年12月ごろと推認でき、申立期間①及び②に係る国民年金被保険者資格記録は同年12月25日に追加処理されていることが確認できることから、それまでの間、申立期間①及び②は未加入期間として取り扱われていたことが確認できる。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①及び②の保険料の納付については、納付をうかがわせる新たな資料等が提出されておらず、当該主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から27年1月1日まで
私は、高校卒業後の昭和23年4月にA社に入社し、B（作業）などの業務に従事して26年12月末まで継続して勤務したので、厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言及び申立期間中に元同僚と共に撮影された写真により、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶している事業主及び同僚9人のうち、唯一所在の確認できた上記元同僚（申立人と同時期（昭和23年4月）に入社）は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間後の28年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、関係資料の所在が不明であると回答していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月及び同年 9 月

私は、昭和 39 年 4 月、A 社（現在は、B 社）に入社し、平成 13 年 9 月末に退職した。在職中の昭和 45 年 8 月から同年 9 月までの厚生年金保険の標準報酬月額は、C 厚生年金基金（平成 15 年 10 月に代行返上し、D 企業年金基金へ移行）の記録が 9 万 2,000 円であるが、社会保険庁（当時）の記録では、8 万 6,000 円とされているので正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D 企業年金基金は、「平成 15 年 10 月の代行返上に当たって C 厚生年金基金と社会保険庁の厚生年金保険被保険者の記録の突合作業を行った結果、申立人を含む多数の者の記録に不一致があった。この不一致は、A 社が昭和 45 年 4 月に本社移転に伴い、同年 8 月 1 日に資格取得届及び算定基礎届を社会保険事務所（当時）にのみ提出し、C 厚生年金基金に提出していなかったことが原因であり、代行返上時に社会保険庁の記録に合わせて、C 厚生年金基金の記録を訂正した。」と回答している。

なお、D 企業年金基金は、「C 厚生年金基金に対する記録訂正前の納付額と訂正後の納付差額については、基金支給額に反映されている。」と回答している。

また、B 社は、「申立期間における申立人の標準報酬月額の届出、厚生年金保険料の納付、保険料の控除について、いずれも不明である。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月1日から28年3月1日まで
② 昭和29年7月20日から31年4月1日まで

私の父は、昭和27年10月にA社を設立し、平成3年11月に会社を解散するまで代表取締役であったので、申立期間について厚生年金保険の加入期間が欠落していることは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行なったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人は、同社が設立された昭和27年10月9日から申立期間を含めて代表取締役に就任していることが確認できることから、申立期間は同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、昭和28年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、29年7月20日に資格を喪失した後、31年4月1日に資格を再取得していることが確認できるが、厚生年金保険記号番号払出簿により、申立人が同年8月に別番号の払出しを受け、番号重複取消処理が行われていることを踏まえると、申立人は、いったん、被保険者資格を喪失したと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、A社の代表取締役として、自らの厚生年金保険の得喪について関与していなかったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月 1 日から 42 年 1 月 23 日まで

私は、昭和 38 年 6 月に A 社に入社し、その後 B (職種) になり、42 年 1 月まで勤務したが、この間の厚生年金保険被保険者の記録が無い。元同僚は被保険者の記録があるのに、私の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得している複数の元同僚は、「申立人を記憶している。」と証言していることから、申立人は、申立期間当時、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の元同僚は、「厚生年金保険への加入は、強制ではなかった。」、「社長から、厚生年金保険の加入を続けるか聞かれたので、やめた。」と供述している上、オンライン記録により、これらの元同僚は、勤務期間の途中で厚生年金保険被保険者の資格が欠落しており、そのうちの 1 名は、被保険者の資格を喪失後、国民年金に加入していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立期間当時、当該事業所では、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、加入していない者もいたことがうかがわれる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、人事記録、賃金台帳、当時の事業主等も所在不明であることから、申立期間

当時の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2190

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
私は、昭和 38 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで A 事業所 B (部門) に試用員として勤務していた。当該期間も厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立人に係る A 事業所の人事記録により、申立期間において試用員として A 事業所 B (部門) に勤務していたことは確認できる。

しかし、A 事業所は、「規程」により、継続的雇用を前提とする臨時職員を厚生年金保険被保険者とする取扱いを開始しているところ、A 事業所 B (部門) が厚生年金保険の適用事業所になったのは同年 11 月 1 日であり、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、C (法人) は、「昭和 38 年 9 月以前の臨時雇用員や試用員については、当時、厚生年金保険料を納付していないため、年金の対象期間にはならない。」と回答している。

さらに、試用員、臨時雇用員が共済組合員の資格を取得できるようになったのは、昭和 40 年 10 月に導入された準職員制度が制定された以降であるため、申立期間は、共済組合員の資格も取得できなかった。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月 23 日から同年 7 月 16 日まで

私は、昭和 31 年 1 月 23 日から同年 7 月 16 日まで、A 氏所有の B 丸に乗船していたが、その期間の船員保険の加入記録が無い。そのときの船員手帳を所持しており、間違いなく B 丸に乗船していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 31 年 1 月 23 日付け交付の船員手帳の記載から、申立人は、同年 4 月 9 日から同年 7 月 16 日までの期間において、A 氏所有の B 丸に乗船していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は、申立人と同じく昭和 31 年 1 月に B 丸に乗船した元同僚の氏名を挙げているが、同船の船員保険被保険者名簿においてその元同僚の氏名は確認できないことから、同船の所有者は、船員保険の加入について、乗船員ごとに異なった取扱いをしていたことがうかがえる。

また、B 丸の所有者、船長及び漁労長は既に死亡しており、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の船員保険被保険者台帳には、申立期間後の船員保険の加入記録の記載はあるが、A 氏を船舶所有者とする加入記録の記載は無く、B 丸の船員保険被保険者名簿においても、申立人の氏名は無く、被保険者証記号番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、申立期間において船舶所有者から保険料を徴収されていたと主張するが、その事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 4 月に A 社（厚生年金保険の適用上は、B 社（現在は、C 社））に入社し、51 年 12 月まで勤務していたにもかかわらず、49 年 4 月から 50 年 7 月までの厚生年金保険の加入記録が無い。この期間も加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 49 年 4 月から A 社に継続して勤務していた。」と主張しているが、申立人が氏名を挙げた元同僚 5 人のうち 4 人から回答が得られたものの、申立人の勤務開始時期について具体的な証言は得られず、申立人の勤務期間について特定することができない。

また、B 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、C 社は、「申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、同社が保管する厚生年金保険加入台帳及び社員台帳において、申立期間に申立人の氏名は無い。

加えて、雇用保険の加入記録においても、申立人は昭和 50 年 8 月 1 日に資格を取得し、51 年 12 月 29 日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の記録と符合している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 8 月 24 日から 30 年 12 月 26 日まで
私は、A社に昭和 25 年 8 月 24 日に入社し、30 年 12 月 25 日に退職するまで継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び申立人の業務内容等に関する供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が氏名を挙げた当時の同僚のうちの一人は、「申立期間当時、A社では従業員の厚生年金保険の資格取得の手続を行っておらず、事業主との話し合いの結果、当時厚生年金保険に加入していなかった在籍者全員を昭和 31 年 9 月 1 日に加入させた。」と供述している上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 25 年 9 月 1 日から 31 年 9 月 1 日までに、当該事業所で厚生年金保険被保険者の資格を取得している者がいないことが確認できる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も不明であることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から27年12月1日まで
② 昭和31年12月1日から32年4月1日まで

私は、旧制中学を卒業後、A社B支店（申立期間①）に勤務した。その後、C社（申立期間②）に勤務した。申立期間①及び②が、厚生年金保険被保険者の期間になっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が氏名を挙げた元同僚が、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できることから、申立人は勤務時期は特定できないものの、A社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、A社本社は、「申立人が従事した現場の業務については、下請けの会社に外部委託していた。」と回答しているところ、申立人は、事業主の姓を記憶しているが、申立期間におけるA社B支店の被保険者名簿にその記憶する姓は確認できない上、申立人は、当時勤務した会社について、「設立されたばかりで、社員は6名ぐらいで小規模であった。」と供述している。

さらに、A社B支店は昭和19年12月1日に健康保険の適用事業所になり、26年7月1日にはD健康保険組合を設立しているところ、申立人は、申立期間当時の健康保険について、「健康保険には加入しておらず、会社から保険証をもらっていない。」と供述している。

加えて、A社は、賃金台帳等の申立期間当時の関係資料を保管してい

ないことから、申立期間当時の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除については確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立期間当時、C社でE（職種）として勤務していた元同僚の証言により、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、申立人が記憶していた元同僚は既に亡くなっていることから、申立期間当時に当該事業所で被保険者資格を有する2名に照会したが、申立人の当時の状況について供述を得ることができない。

さらに、申立人を覚えていた元同僚は、申立人の申立期間当時の雇用形態について、「正社員ではなく、勤務期間も1、2か月と短かった。」と供述している上、当該事業所の元事業主は事情聴取できる状態にはなく、賃金台帳等の申立期間当時の関係資料も無いことから、申立期間当時の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 12 月まで

私の夫は、昭和 46 年 4 月から 47 年 12 月まで、A 事業所（現在は、B 事業所）に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者の期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、当該事業所における当時の同僚についての記憶が無いことから、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時の同僚 28 人を把握し、所在の確認できた 13 人に申立人の勤務実態について照会したところ、10 人から回答を得られたが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の勤務実態について具体的な証言を得ることができない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所は、元事業主及び事務長は既に亡くなっており、関係書類の所在は不明であると回答していることから、申立期間当時の申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月から 36 年 3 月まで
② 昭和 36 年 3 月から 38 年 12 月まで

私は、中学校を卒業してすぐに集団就職で昭和 34 年 4 月から 36 年 3 月まで A 区 B に所在していた C 社に勤務し、その後、同年 3 月から 38 年 12 月まで D 区 E に所在していた F 社に勤務した。両事業所において入社当初から厚生年金保険に加入していたと記憶しており、厚生年金保険被保険者の記録が全く無いとする年金事務所の回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、C 社の元同僚について記憶していないことから、オンライン記録から申立期間当時、当該事業所に勤務していた 10 人の元同僚に、申立人の勤務実態について照会したところ、唯一連絡が取れた元同僚は、「申立人のことを記憶していない。」と回答しており、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、C 社は、既に適用事業所ではなくなっており、事業主は所在が不明で当時の関連資料が無いことから、申立人の勤務実態を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は元同僚を記憶していないことから、F 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、所在の確認でき

た元同僚6人から回答を得たところ、唯一申立人のことを記憶していた元同僚の証言から、申立人は、勤務時期は特定できないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、F社は、既に適用事業所ではなくなっており、事業主も亡くなっているため、当時の関連資料の所在が不明で、申立期間当時の勤務実態は不明である。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月 1 日から 51 年 2 月 2 日まで
私は、昭和 49 年 6 月 1 日から 63 年 3 月 31 日まで A 事業所に勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者の記録が空白になっていた。同期間を被保険者の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の同僚を記憶していないことから、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、所在が確認できた元同僚 7 名に照会したところ、回答が得られた 5 名のうち 1 名は申立人を記憶していたが、申立人の申立期間当時の勤務期間について、具体的な証言を得ることができない。

また、申立人に申立期間の雇用保険の加入記録は無い上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、事業主は、「当時出産時には一時退職し、出産後 1 年ぐらいはパートタイマー勤務となり、夜勤をしない B（職種）が多かった。申立人がその後 2 回の出産時に退職しなかった理由は不明であるが、出産時に退職しない方がむしろ例外であった。」と供述しているところ、当該事業所では、当時の賃金台帳等の関係資料を保管していないことから、申立期間当時の勤務実態は不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 26 日から同年 6 月 1 日まで
私は、短大を卒業後、昭和 52 年 4 月から A 事業所に勤務した。B 市の事業所に勤務する前の同年 5 月まで継続して勤務していたはずなので、厚生年金保険被保険者の記録に欠落があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の事業主は、「毎月 25 日が給与支払日で、厚生年金保険料は当月控除だったため、ほかの従業員と同様、25 日前後に手続したと思うので、申立人は、昭和 52 年 5 月 26 日に退職している可能性が高い。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立人と同時期に採用された者及び同年 4 月から 53 年 4 月までの 1 年間に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した元同僚 13 人の資格喪失日は、7 人が 26 日となっており、給与支払日の翌日に資格を喪失している者が多いことがうかがえる。

また、申立人の雇用保険の記録によると、昭和 52 年 4 月 1 日に資格を取得し、同年 5 月 26 日に離職となっており、オンライン記録とおおむね符合する。

さらに、当該事業所は、賃金台帳等の申立期間当時の関係資料を保管していないことから、申立期間当時の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月 1 日から同年 8 月 31 日まで

私は、昭和 53 年 3 月 1 日から同年 8 月 31 日まで、A 社（現在は、B 社）C 営業所に D（職種）として勤務したが、その期間の厚生年金保険被保険者の記録が空白になっていた。これらの期間を被保険者の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が申立期間において、A 社 C 営業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、申立人が記憶する元同僚は、「当該事業所では、社会保険については、入社後 3 か月間の成績により加入させるかどうか決めていたと思う。」と供述しているところ、オンライン記録により、申立人は、昭和 50 年 4 月 9 日に国民年金に任意加入し、申立期間を含め 53 年 8 月まで、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は上記元同僚以外は覚えていない上、A 社の厚生年金保険の適用については本社一括であり、同社 C 営業所の被保険者を特定することができないことから、元同僚等への聞き取り調査を行うことができず、申立期間当時の勤務実態は不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2200

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 25 日から 55 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 52 年 4 月 25 日から 56 年 6 月 8 日まで A 社に勤務したが、そのうち申立期間の厚生年金保険被保険者の記録が空白になっていた。同期間を被保険者の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚は、申立人について「社長の妻として、たまに事務所に来ることにはあっても、仕事はしていなかった。」と供述している上、元夫（事業主）の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間において申立人は被扶養者であったことが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人は、昭和 52 年 4 月 25 日に国民年金に任意加入しており、54 年 4 月分から 55 年 3 月分までは国民年金保険料の免除を申請しているが、その後同期間の保険料を追加で納付していることが確認できる。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元夫の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2201 (事案 847 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 40 年 3 月から 41 年 3 月まで A 社 B 事業所に勤務していたことは確かなので、当初の申立てが認められなかったことは納得できないため、新たな資料や事実は無いが、再申立てするので、厚生年金保険被保険者の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社 B 事業所の事業主及び元同僚の証言により、当該事業所において、現場採用の有期雇用者については、厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたことがうかがえることから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 7 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料等を提出しておらず、申立人の申立期間当時の勤務実態について新たな事実を見いだせない。

このほか、当委員会の当初の年金記録の訂正が必要でないとする決定を変更すべき新たな関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2202

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 6 月から 13 年 2 月まで
私が勤務していたA社における厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間が厚生年金保険の加入期間であったことを調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社から給与が振り込まれている預金通帳の写し及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、元同僚は、「私が厚生年金保険に加入したのはアルバイトの雇用形態から正社員の雇用形態になってからである。申立人はアルバイトの雇用形態だったので、厚生年金保険に加入していないと思う。」と供述しているところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、当該事業所が加入しているB健康保険組合は、「申立人の健康保険の加入記録は確認できない。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、申立人は申立期間中の平成 12 年*月*日(20歳時)に国民年金に強制加入し、申立期間及び申立期間後も継続して国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月ごろから 48 年 11 月ごろまで

私は、昭和 45 年 4 月ごろに A 社 B 営業所に入社し 48 年 11 月ごろに退社するまでの間、仕事は取引先で作業をし、給与は日給月給制で、厚生年金保険料を控除されていたが、この期間が、厚生年金保険の被保険者期間として認められないと社会保険事務所（当時）から回答を受けた。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している元同僚及び A 社の取引先に勤務していたパート職員の供述から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は、給与からの厚生年金保険料の控除は本社で一括処理しており、日給月給制の従業員も含めて調査したが、申立人に関する保険料の控除についての記録は確認できない旨述べていること、及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2204

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月から同年 7 月まで
② 昭和 36 年ごろの 6 か月間

私は、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社及びB社に勤務していた期間が未加入期間とされていることは納得できないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社の申立期間当時の状況及び同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、その氏名が確認できる当時の同僚を記憶していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和 35 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間においては、適用事業所ではないことが確認できる上、上記元同僚の厚生年金保険の資格取得日は同社が適用事業所となった日と同日であることが確認できる。

また、A社は、「当社が保管する昭和 35 年及び 36 年当時に社会保険事務所（当時）に提出した届書に係る確認通知書に申立人の氏名が記載されたものは無い。」と回答している。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 35 年 10 月 1 日に被保険者資格取得記録のある 7 人に照会を行ったところ、回答のあった 4 人は、いずれも申立人をはっきりと記憶していないため、申立人の勤務期間や勤務実態について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、B社の当時の状況を詳細に記憶していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、申立期間当時に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格記録を有する4人に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の厚生年金保険の加入状況について証言を得ることができない。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は亡くなっているため、申立人の保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の前後を含めて申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2205

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月1日から11年9月1日まで

私は、平成9年4月22日から11年9月1日までA社の経営するB事業所C店に勤務していた。入社時に、2か月間の試用期間後に社会保険に加入できると説明があり、退職時に健康保険証を郵送でA社本社に送付し、年金手帳を返送してもらったことも覚えているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の採用面接時の説明資料「面接説明事項」に記載されている出勤日に関するメモ書き及び平成11年9月8日までの通勤定期券から、申立人は、申立期間当時、当該事業所経営の「B事業所C店」に勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、申立人の妻が申立期間当時に通院していた医院の受診記録によると、平成11年2月は国民健康保険で受診し、同保険の世帯主が申立人であったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成4年5月31日から11年*月*日(60歳到達月)までの期間、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

さらに、申立人が記憶する元同僚からは照会に対しての回答が得られず、ほかに申立人が記憶する元同僚もいないため、A社の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、その経営するB事業所各店の被保険者が記録されているが、申立人が勤務していたとするC店に特定して勤務していた被保険者を特定することはできないことから、元同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態について確認することができない。

加えて、A社の申立期間当時の代表者は既に亡くなっていることから、当該事業所における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2206

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 22 日から同年 5 月 1 日まで

私は、中学校を卒業後に 1 年制の職業訓練校に入学した。その職業訓練校を卒業した昭和 41 年 3 月 22 日に臨時員として A 社 B 工場に入社したが、同日から同年 5 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の被保険者期間とは認められないと社会保険事務所（当時）から回答を受けた。納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立人の社員名簿及び申立人が保管している退職所得の源泉徴収票から、申立人が申立期間に A 社 B 工場に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所で申立人と同じ昭和 41 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、かつ標準報酬月額が同額で、厚生年金保険被保険者手帳記号番号が連番である元同僚は、申立人を含め 41 名確認できるところ、そのうち連絡が取れた 5 名の元同僚の供述から判断すると、職業訓練校を卒業した者が全国から 40 名から 50 名近く集められ、同年 3 月 22 日に当該事業所に入社したことが推認できる。

また、上記元同僚 5 名のうち 1 名は、工場の現場で勤務する前に教育期間があり、自分の年金記録から考えると昭和 41 年 5 月 1 日までがその教育期間にあたり、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思うと述べている。

さらに、A 社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 41 年 3 月 22 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2207

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月から同年12月まで

私は、A市にあったB社に勤めていた。昭和36年に自宅が火災に遭い社会保険関係の書類を焼失してしまったが、厚生年金保険料は給料から控除されていたので申立期間当時の厚生年金保険の加入記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A市にあったB社に勤めていた。」と主張しているところ、所在地を管轄する法務局の閉鎖登記簿謄本においてB社は、昭和49年10月1日に解散している上、オンライン記録において当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、申立人は申立期間当時の元同僚の氏名について姓のみを記憶しているため、個人を特定することができず、申立人が記憶する当該事業所の元事業主及び役員についても所在が不明なため、当該事業所における申立人の勤務実態及び当時の状況について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2208

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月1日から12年5月31日まで

私は、厚生年金保険料の納付について平成12年3月ごろから同年5月ごろに、今後の保険料の納付がきついと社会保険事務所（当時）に相談に行った。それでも保険料については遅れながらも納付してきたと考えているので、私の標準報酬月額が低く訂正されていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の加入記録のうち標準報酬月額の記録が、平成11年6月3日付けで、9年5月から10年7月までは41万円から、同年8月から11年4月までは59万円から、それぞれ9万2,000円に遡^{そきゆう}及して訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所は、オンライン記録により、平成12年5月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。その直後の同年6月2日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が11年5月から12年4月までの期間について50万円から9万2,000円に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A社の閉鎖事項全部証明書により、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「昭和12年5月の2年ぐらい前から厚生年金保険料の滞納があり自ら小切手を持参して社会保険事務所に納付に行った。保険料は全額納付した。」と供述しているが、二度の上記訂正処理と社会保険事務所へ相談したとする申立内容から考え合わせても、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、

無断で遡及して訂正する処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2209

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年から 40 年まで
② 昭和 41 年から 42 年まで

私は、A市にあったB事業所と、C市にあったD事業所に、それぞれ住み込みで2年間ぐらい勤務していて、厚生年金保険に加入していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「申立期間①において、A市にあったB事業所に勤務していた。」と主張している。

しかし、申立期間①については、オンライン記録によると、A市内においてB事業所及び類似する名称で厚生年金保険の適用事務所は確認できない上、当該事業所が所在していたとされる住所地を管轄する法務局において商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は、申立期間当時の事業主の氏名を姓しか覚えておらず、元同僚の氏名も覚えていないため、元同僚等による聴き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立人は、「申立期間②において、C市にあったD事業所に勤務していた。」と主張している。

しかし、申立期間②については、オンライン記録によると、C市内においてD事業所及び類似する名称で厚生年金保険の適用事務所は確認で

きない上、当該事業所が所在していたとされる住所地を管轄する法務局において商業登記の記録は確認できない。

また、当該事業所に申立人と一緒に勤務していたとする申立人の元夫は、既に死亡している上、申立人は元同僚の氏名を覚えていないため、元同僚等による聴き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について証言を得ることができない。

さらに、申立人は、「当該事業所はE（地名）にあり、F（職種）をやっていた。」と供述するのみで、勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 2 月 28 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 59 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
③ 昭和 60 年 1 月 1 日から同年 3 月 21 日まで
④ 昭和 52 年 9 月から 53 年 1 月まで
⑤ 昭和 53 年 11 月から 57 年 12 月まで
⑥ 昭和 59 年 6 月から同年 12 月まで
⑦ 昭和 60 年 3 月から同年 8 月まで

申立期間①及び④については、私はA社で昭和 53 年 8 月まで勤務していたので、厚生年金保険被保険者の資格が同年 2 月 28 日で喪失されていることは納得できない。

また、同期間中の標準報酬月額が実際の給与額と比べて低額となっているので、記録を訂正してほしい。

申立期間②及び⑥については、私はB社（現在は、C社D工場）で昭和 59 年 2 月から勤務していたので、被保険者の資格が同年 6 月 1 日に取得されていることは納得できない。

また、同期間中の標準報酬月額が実際の給与額と比べて低額となっているので、記録を訂正してほしい。

申立期間③及び⑦については、私はE社で昭和 60 年 1 月から勤務していたので、被保険者の資格が同年 3 月 21 日に取得されていることは納得できない。

また、同期間中の標準報酬月額が実際の給与額と比べて低額となっているので、記録を訂正してほしい。

申立期間⑤については、私はF社（現在は、G社）で昭和53年11月から57年12月まで勤務していたが、同期間中の標準報酬月額が実際の給与額と比べて低額となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は、「A社に継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、申立期間当時の事業主に照会をしたが回答が得られず、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に勤務していた元同僚4名に照会したところ、そのうち1名から回答が得られ、その同僚は、「申立人が当該事業所に勤務していたことは覚えているが、申立人の勤務期間については分からない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記被保険者名簿により当該事業所は、昭和53年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認でき、申立期間①は適用事業所でなくなった後の期間である。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④については、前述の元同僚からも保険料の控除について具体的な証言は得られず、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額の記録に訂正等は無く、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、「B社において継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、現在の事業主は、「申立期間当時の書類は保存されておらず、勤務実態については不明である。」と回答している上、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に勤務していた元同僚7名に照会したところ、そのうち3名から回答があり、「申立人のことは覚えていない。」と回答しており、申立期間における申立人の保険料の控除について確認することができない。

また、B社に係る厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金基金加入員台帳によると、申立人が被保険者の資格を取得した日は、昭和59年6月1日であることが確認でき、双方の記録は一致する。

また、申立人の雇用保険の加入記録は、昭和59年6月1日に資格を取得、60年1月20日に離職と記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑥については、事業主から保険料の控除について具体的な証言は得られず、B社に係る厚生年金保険被保険者原票、厚生年金基金加入員台帳及びオンライン記録において、申立人の標準報酬月額の見直し等は無く、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、雇用保険の加入記録によると、申立人は昭和60年1月21日に資格を取得、同年9月4日に離職と記録されていることから、申立人が、申立期間を含めた同期間、E社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所の担当者は、「申立人の保険料は昭和60年3月分から納付していた。」と証言している上、E社に係る厚生年金保険被保険者原票及び当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び標準報酬決定通知書によると、申立人が被保険者の資格を取得した日は、同年3月21日と確認でき、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑦については、E社において申立期間に勤務していた元同僚7名に照会したところ、そのうち2名から回答があったが、申立人の保険料の控除について具体的な証言は得られず、申立人の保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び標準報酬決定通知書によると、申立人の資格取得時の標準報酬月額は22万円と届けられており、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間⑤については、F社に、申立人の標準報酬月額に関する届出の状況及び保険料の控除の状況について照会したが、「照会事項については、確認できず不明である。」と回答があったほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年

金基金加入員台帳及びオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額に訂正等は無く、不自然な点は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。
- また、申立人は、申立期間④、⑤、⑥及び⑦について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月から 50 年 10 月まで

私は、昭和 46 年 11 月から 50 年 10 月まで A 社（現在は、B 社）に勤務し、C（作業）を行っていたのに、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は昭和 46 年 11 月 26 日に資格を取得し、48 年 6 月 10 日に離職と記録されていることから、当該期間について、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、「A 社時代の社会保険関係書類、給与関係書類は保存しておらず、申立人の在籍の有無、給与からの厚生年金保険料の控除等については確認できない。」と回答している。

また、申立人が氏名を挙げた 3 名及び当時の同僚 6 名に申立人の当時の状況について照会したところ、3 名から回答が得られ、そのうち 1 名は、「申立人を記憶しているものの当該事業所における申立人の厚生年金保険の適用状況、保険料の控除については不明である。」と供述している。

さらに、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について証言を得ることができない。

加えて、申立期間に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2212

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日

私は、A社の社員募集に応募し、昭和 60 年 6 月 1 日に入社したが、同社の会社設立の認可が下りないため、親会社であるB社から出向辞令をもらい、3か月ほどA社に勤務した。その期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「親会社であるB社から出向して、申立期間にA社に勤務していた。」と主張している。

しかし、オンライン記録によると、A社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認することができない上、所在地を管轄する法務局の商業登記簿においても、当該事業所の記録は確認できない。

一方、所在地を管轄する法務局によると、当該事業所と類似する名称でC市においてD社という事業所の商業登記が確認でき、同社に勤務していた者は、「勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していた。」と証言している。

しかし、D社に係る商業登記簿によると、同社の設立は、昭和 60 年 10 月であり、オンライン記録によると、当該事業所は平成 4 年 11 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、D社の事業主は、「D社の従業員は、当初、B社からの出向者であり、平成 4 年に厚生年金保険の適用事業所となったときに転籍している。」と供述している。

さらに、元同僚は、「B社は、採用後 2 か月間の試用期間が設けられて

いた。申立人は3か月程度しか勤務していなかったと思う。」と供述している。

加えて、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の元事業主は、「申立期間当時の人事記録や厚生年金保険届出関係の書類は処分しているため、申立てどおりの届出及び厚生年金保険料の納付を行ったかどうかについては不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態について確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。